

申文の文体ひとつ

——「望請」するのは何か——

滝川幸司

はじめに——問題の所在——

漢詩文を読む際には、一字一句に着目すること、あるいは用例、出典を踏まえて理解することはもちろんだが、その文体を把握することも必要である。⁽¹⁾ 文字だけを追っても正確な理解が行き届かない場合が多い。和歌もそうだが、漢詩文は特にその面が強い。本稿では、申文を取り上げて、そのことを論じる。

申文は、「臣下が事柄を申し述べ、また請願する文章。……官位の叙任昇進を申請する場合に最もよく用いられ、『枕草子』「ふみは」の段にも「願文、表、博士の申文」とある。『文粹』では詩序、願文とならんで作品数が多い。部類がさらに建_三学館・仏事・申_三官爵・申_三議爵・申_三学問料・左降人請_三帰京・省試詩論に分けられているが、中心をなすのは、官職を申請するものである」と説明される通りである。⁽²⁾ 平安時代の申文は、『本朝文粹』『本朝続文粹』『朝

『朝野群載』に多く収載される。近年、『朝野群載』については、佐藤信監修・朝野群載研究会編『朝野群載 卷二十二 校訂と註釈』（吉川弘文館・二〇一五年）が刊行された（以下、『校訂と註釈』と略称）。その中に申文の注釈もある。冒頭に収められた①清原定康受領吏申文、②藤原俊信受領吏申文の末尾部分の原文と訓読を本書よりあげる。

① 清原定康受領吏申文

望請、天恩。因准先例、依件等勞、兼任彼官。且仰憐老之仁、且誇奉公之節。定康誠惶誠恐謹言。

望み請ふらくは、天恩を。先例に因准し、件等の勞に依りて、彼の官を兼任せむことを。且つは憐老の仁を仰ぎ、且つは奉公の節を誇らむ。定康誠惶誠恐謹言。

② 藤原俊信受領吏申文

望請 天恩。因准先例、罷右衛門権佐職、被兼任件等国守闕。然則不懈夙夜於鸞台之風、偏致拝覲於龍樓之日。俊信誠惶誠恐謹言。

望み請ふらくは 天恩を。先例に因准し、右衛門権佐の職を罷り、件等の国守の闕に兼任せられむことを。然れば則ち夙夜鸞台の風を懈らず、偏に龍樓の日に拝覲を致さむ。俊信誠惶誠恐謹言。

私が疑問を持ったのは、「望み請ふらくは 天恩を」という訓読である。訓読は解釈を示すから、これらは「天恩」（天子の恩）を望み請うと解釈していることになる。ここは申文の末尾で、作者の「望請」する内容が書かれている部分だが、作者が望むのは「天恩」なのだろうか。

『校訂と註釈』では「天恩」を「望み請ふ」という解釈で統一されており、注釈作成までの議論によってそのような結論づけられたのであろう。このことは申文という文章の性格にも関わる。果たして申文は「天恩」を請う文章なのだろうか。以下、『本朝文粹』所収の申文の事例を検討しながら考えたい。なお、本稿で取り上げるのは、『本朝文粹』

卷六の「申官爵」と「申讓爵」に収められる申文である。それはもともと多く申文として作成されているからであり、「望請、天恩」の形式が見られ、且つ他の申文以上に形式が統一されていると考えるからである。

一、本朝文粹の申文

1. 申文実例

藤原明衡撰『本朝文粹』は、代表的な種々の文体を網羅しようとする目的があり、平安時代の文章の文体を検討する際にはふさわしい資料である。申文については、前節に文体解説を取り上げたが、例として全文をあげておおよそどのように記されるか確認しておこう。

正六位上行民部大丞大江朝臣朝綱誠惶誠恐謹言

請殊蒙鴻慈拜任温職状

右謹檢先例、自此省丞、関榮爵者、皆無賢愚、併任受領。朝綱虎門聚雪、鳳闕戴星。方寸之勤、歲月多積。然而天性素頑、吏幹亦疏。分憂之寄、非敢所樂。方今慈母在堂、春秋八九。老病暗期、湯藥不静。朝綱尽忠於天朝之年長、致孝於私門之日短。所謂家貧親老、不挾官而任者也。望請鴻慈將任温職。且競祿養於風樹、且争貞心於霜松。朝綱誠惶誠恐謹言。

延長三年二月十五日 正六位上行民部大丞大江朝臣朝綱

殊に鴻慈を蒙りて温職に拜任せむことを請ふ状

右謹みて先例を檢するに、此の省の丞自り、榮爵に關はる者、皆賢愚無く、併せて受領に任ず。朝綱虎門に雪を聚め、鳳闕に星を戴く。方寸の勤、歲月多く積る。然れども天性素より頑にして、吏幹亦疏なり。分憂の寄、

申文の文体ひとつ

敢へて楽しむ所に非ず。方今慈母堂に在り、春秋八九なり。老病暗かに期し、湯藥静かならず。朝綱忠を天朝に尽くす年長く、孝を私門に致す日短し。所謂家貧にして親老ゆれば、官を扱はずして任ずる者なり。望請鴻慈将任温職。且競禄養於風樹、且争貞心於霜松。朝綱誠惶誠恐謹言。

延長三年二月十五日 正六位上行民部大丞大江朝臣朝綱

(卷六・149)

問題となる箇所は、白文のまま示した。冒頭に位官を示して、その次の事書で申文の概要が示される⁽³⁾。ここでは、「鴻慈」(天皇の大きな慈しみ)によって「温職」に「拝任」することを請う、である。その後が本文で、朝綱は、「先例」を検討すると「此の省」(民部省)の丞から「栄爵」(五位)に進む者は、「皆賢愚無く」すべて「受領」に任じられるという。しかし、自分は、大学で学問を修め、宮中で星を戴く程遅くまで精勤しているけれども、天性、頑なで、「吏幹」(官吏としての能力)もまた未熟である。従って「分憂」(地方官)になるという先例は、決して嬉しいものではない。また、七十二歳の母がおり、病のため湯藥を必要としている。これまで朝廷に長く忠を尽くしてきたが、母に孝を行う日々は少なかった。家が貧しく親が老いているので官職を選ばないというけれども、自分も⁽⁴⁾ (地方官以外の)官であれば何にでも任じていただきたいと、事書で要請した事情を詳細に記す。その上で「望請」と続くのである。問題とする箇所は、申文で主張する「望」が最後に記される部分となる。

この部分はどのように表現されるのが通例なのであろうか。

2. 「望請」はどこまでかかるのか

分かりやすい例として、大江成基申文をあげよう。以下、本文部分は問題とする末尾のみあげる。

正六位上行近江掾大江朝臣成基誠惶誠恐謹言

請被殊蒙天恩依殿上旧勞拜任諸司助闕狀

望請、殊蒙天恩、被拜任件官闕。然則一寸如焦之心、胸中火滅、二年不乾之淚、袂上雨収。不堪懇款之至。成基誠惶誠恐謹言。

正曆五年 月 日 作者紀齊名

殊に天恩を蒙りて殿上の旧勞に依りて諸司の助の闕に拜任せられむことを請ふ狀

望み請ふ、殊に天恩を蒙りて、件の官の闕に拜任せられむことを。然らば則ち一寸の焦がるる如き心、胸中の火滅え、二年乾かざる涙、袂上の雨収まらむ。懇款の至に堪へず。成基誠惶誠恐謹言。

正曆五年 月 日 作者紀齊名

(卷六・164)

執筆者は紀齊名である。文章中、「然則」とあるのに留意される。その直前に「被拜任件官闕」とあり、事書の「拜任諸司助闕」に対応する。つまり、末尾では、天恩を蒙って、諸司の闕に任じられたいと望むのであり、その望みが叶えられれば―然らば即ち―、胸の中で焦がれていた心の火も消え、二年泣き続けて乾かなかった袂の涙の雨も収まるだろうという。

同じように「然則」が存する例に、次の申文がある。賀茂保憲が父に五位を讓る狀である。

從五位下行曆博士賀茂朝臣保憲誠惶誠恐謹言

請殊蒙天恩以所帶采爵讓親父正六位上忠行狀

望請、天慈曲降哀矜、以此朝請之名、令讓暮年之父。然則父登采班、得誇五品之号、子返初服、猶勝万戸之侯。

申文の文体ひとつ

不勝思親之志。保憲誠惶誠恐謹言。

天曆六年四月廿七日 大江朝綱作

殊に天恩を蒙りて帯ぶる所の榮爵を以て親父正六位上忠行に譲らむことを請ふ状

望み請ふ、天慈曲げて哀矜を降して、此の朝請の名を以て、暮年の父に譲らしめむことを。然らば則ち父榮班に登り、五品の号を誇るを得、子初服を返し、猶万戸の侯に勝らむ。親を思ふ志に勝^たへず。保憲誠惶誠恐謹言。

天曆六年四月廿七日 大江朝綱作

(卷六・170)

大江朝綱の作である。先の例と同じく「然則」の前に「以此朝請之名、令讓暮年之父」とあり、これが事書の「以所帶榮爵、讓親父正六位上忠行」に対応し、申文によって請う内容となる。従って、ここも「朝請」(五位)の「名」を「暮年の父」に譲ることを望み、それが叶えられれば――然らば則ち――父は五位を誇ることができ、私は(五位を譲ったとしても)万戸侯に勝る榮譽を得るだろうというのである。

これらの例を見れば、官職等に任じられる望みを記し、それが叶えられれば、……となるだろうという文脈であることが分かる。成基申文では、望みの官職が得られれば、胸の火も消え涙の雨も収まると、官職を得た後の喜びを記し、保憲申文では、願い通り父に五位を譲ることができれば、父にも自分にも榮譽となろうというのである。

「然則」がない例についても、このような文脈を踏まえて解釈できる。

次にあげるのは、平兼盛等申文である。

従五位上行大監物平朝臣兼盛等誠惶誠恐謹言

請被特蒙天恩以有勞恪勤諸司遷任遠江駿河等国守闕状

望請、特蒙天恩、以有勞恪勤諸司、被遷任件国闕。彌勵勤王之節矣。兼盛等誠惶誠恐謹言。

天元二年七月廿二日 從五位上行大監物平朝臣兼盛等〈在連署〉

特に天恩を蒙りて有勞恪勤の諸司を以て遠江・駿河等国守の闕に遷任せられむことを請ふ状

望み請ふ、特に天恩を蒙りて、有勞恪勤の諸司を以て、件の国の闕に遷任せられむことを。彌^{じよらよ}勤王の節に励まむ。

兼盛等誠惶誠恐謹言。

天元二年七月廿二日 從五位上行大監物平朝臣兼盛等〈連署在り〉

(卷六・155)

これも「以有勞恪勤諸司、被遷任件国闕」とあるのが、事書の「以有勞恪勤諸司、遷任遠江駿河等国守闕」と対応することが一目瞭然である。この申文には「然則」の語はないが、しかし、「彌勵勤王之節矣」と「彌」が続いており、「有勞恪勤の諸司を以て、件の国の闕に遷任せらるる」ことが叶えば、「彌」Ⅱますます「勤王の節に励まむ」と述べるのであろう。先の例と同じ文脈だと考えられる。

次は大江匡衡の申文である。

從五位上行文章博士兼尾張權守大江朝臣匡衡誠惶誠恐謹言

請特蒙鴻慈因准先例兼任弁官左右衛門權佐大學頭等申他官替状

望請、特蒙天恩、因准先例、兼任件等官。將知文学之重。不堪懇歎之至。匡衡誠惶誠恐謹言。

正曆四年正月十一日

特に鴻慈を蒙りて先例に因准して弁官・左右衛門權佐・大學頭等他官を申し替に兼任せむことを請ふ状

望み請ふ、特に天恩を蒙りて、先例に因准して、件等の官を兼任せむことを。將に文学の重きを知らむとす。懇

申文の文体ひとつ

歎の至に堪へず。匡衡誠惶誠恐謹言。

正暦四年正月十一日

(卷六・160)

これも先の例と同様に考えられる。「因准先例、兼任件等官」は事書の「因准先例、兼任弁官左右衛門権佐大学頭等申他官替」に対応し、この望みが叶えられれば、「文学」(学問)の重さを知るだろうというのである。

以上の例から、申文の末尾は、「望請」で事書に対応する要望が述べられ、それが叶えられれば、と続き、望みが実現した際の作者の心情などが記される。さらにその後、「親を思ふ志に勝へず」(保憲申文)、「懇歎の至に堪へず」(匡衡申文)と申文を出すに至った自身の心情が加えて記されることもある。保憲の場合は、親を思う孝の志に堪えきれず申文を提出した、というわけである。

3. 「天恩」を「望み請ふ」のか

以上、末尾の指し示す内容について検討してきた。その結論を述べれば以下の通りである。

「望請」＋事書で述べられた内容＋(然則)＋望みが叶った場合の心情＋(申文を提出した心情)＋「誠惶誠恐謹言」

上掲の例では、多く「望請、特蒙天恩」とあり、「特に天恩を蒙りて…(事書の内容)…を望み請ふ」という文脈であった。しかし、冒頭であげた『朝野群載』では「望請、天恩」であり「殊蒙」がない。これはどのように考えるべきであろうか。次の例は源順の申文である。

散位従五位上源朝臣順誠惶誠恐謹言

請殊蒙天恩依和泉国所济并別功散位劳次第被拜任伊賀伊勢等国守闕状

望請、天恩任功勞次第、被拜除件国闕。外彌竭松柏之節、内將払萊蕪之塵。順誠惶誠恐謹言。

天元三年正月廿三日

殊に天恩を蒙りて和泉国濟すくひし所并びに別功・散位の勞の次第に依りて伊賀・伊勢等の国守の闕に拜任せられむことを請ふ状

望み請ふ、天恩功勞の次第に任せて、件の国に拜除せられむことを。外に彌いよいよ松柏の節を竭くし、内に將に萊蕪の塵を払はむとす。順誠惶誠恐謹言。

天元三年正月廿三日

(卷六・159)

この例では、文字面だけで考えれば、「望み請ふ、天恩を」と読めなくもない。しかし、これまで見てきた例からは、「望請」の内容は事書に対応していた。事書と並べて見ればより明確になる。分かりやすくするように適宜空白を挿入した。

請殊蒙天恩依和泉国所济并別功散位劳次第被拜任伊賀伊勢等国守闕状

望請、天恩任 功 劳次第被拜除件 国 闕

「望請」の内容は、事書の内容に対応するのだが、そのままではなく省略される場合があり、この例でも、事書の「和泉国所济并別功散位劳」が「功劳」に、「伊賀伊勢等国守闕」が「件国闕」と、事書に明示されているため省略されている。とすれば「天恩」は、事書の「殊蒙天恩」と対応し、「天恩」によって「功劳の次第に任せて、件の国に拜除せられむことを」「望み請ふ」と理解するのが正確であろう。そして、それが叶えられれば、外では、ますます松柏のよ

申文の文体ひとつ

うに変わらない忠節を尽くし、内では、萊蕪のような貧⁽⁵⁾となつたために生じた塵を払おう⁽⁵⁾貧から逃れられようと記すのである。「望み請ふ、天恩を」と句切つて読むのではなく、先に訓読したように、「望み請ふ、天恩功勞の次第に任せて……」、あるいは、「天恩」によつて、という意味を明示するのであれば、「望み請ふ、天恩もて功勞の次第に任せて……」などと訓読すべきであらう。

もう一例、大江匡衡の申文を確認しよう。

正五位下行式部権少輔兼文章博士大江朝臣匡衡誠惶誠恐謹言

請特蒙天恩因准先例兼任備中介闕状

望請、天恩兼任件国闕。将仰帝徳之光古、知文学之為先。匡衡誠惶誠恐謹言。

長徳二年四月二日

特に天恩を蒙りて先例に因准して備中介の闕に兼任せむことを請ふ状

望み請ふ、天恩件の国の闕に兼任せむことを。将に帝徳の古に光るを仰ぎ、文学の先為るを知らむとす。匡衡誠惶誠恐謹言。

長徳二年四月二日

これも事書と末尾を対照させれば以下の通りである。

特請蒙天恩因准先例兼任備中介闕状

望請 天恩 兼任件国 闕

順の例と同様、「蒙」が略された形と理解できよう。そして、備中介の闕に任じられたという望みが叶えられれば、

「將に……」と続くのである。このように「將に……」に続く例は、前掲の同じ匡衡にも見えた。

以上の例を勘案すれば、「望請」の内容は、事書の内容を改めて主張したということが明らかであろう。そのことを踏まえて、読解しなければならないということである。

先に保留した、朝綱申文を確認しよう。事書と末尾を引く。

請殊蒙鴻慈拜任温職状

望請鴻慈將任温職。且競祿養於風樹、且爭貞心於霜松。朝綱誠惶誠恐謹言。

これも、事書と末尾が対応している。訓読すれば、「望み請ふ、鴻慈將に温職に任せむことを。且つ祿養を風樹に競ひ、且つ貞心を霜松に争はむ」となり、「鴻慈」によって「温職」に任じられることを「望み請ふ」。そしてそれが叶えば、「風樹」⁶ 子が養おうとしても親は待たないといわれるが、それを祿によって親を養うことで間に合うように競い、霜によっても変わらない松と争うほどに貞節を持つと、と述べるのである。

以上で申文の末尾の文脈は明確になったと考える。

ところで、このように考えた時に、興味深い例が菅原文時に見出される。

正四位下行式部大輔兼文章博士尾張権守菅原朝臣文時誠惶誠恐謹言

請特蒙天恩依当省并儒学勞被叙従三位状

望請、鴻恩曲垂矜恤、殊施雨露之餘光、以賜銀青之榮耀。何啻老翁之慶幸、即応衆庶人之歡娛。惣是朝野歌樂之道可遍及、国家福祚之願欲彌新矣。文時誠惶誠恐謹言。

天元三年正月五日 正四位下行式部大輔兼文章博士尾張権守菅原朝臣文時上

特に天恩を蒙りて当省並びに儒学の勞に依りて従三位に叙せられむことを請ふ状

申文の文体ひとつ

望み請ふ、鴻恩曲げて矜恤を垂れ、殊に雨露の餘光を施し、以て銀青の榮耀を賜はむことを。何ぞ啻ただに老翁の慶幸のみならむや、即ち応に衆庶人の歡娛なるべし。惣じて是れ朝野歌樂の道あまね遍く及ぶべく、国家福祚の願いよいよ彌新たならむとするなり。文時誠惶誠恐謹言。

天元三年正月五日 正四位下行式部大輔兼文章博士尾張権守菅原朝臣文時上る

(卷六・153)

「望請」以下が事書の内容と対応することはこれまでに明らかにしてきたが、ここも同じように対照させると以下のようになる。

請特蒙天恩

依当省并儒学劳被叙従三位 状

望請、 鴻恩曲垂矜恤、殊施雨露之餘光、

以賜銀青之榮耀

この例では、「蒙天恩」を「鴻恩曲垂矜恤、殊施雨露之餘光」と、「叙従三位」を「以賜銀青之榮耀」といい換えている。前述したように、実際には官職や国名が記されるのを「件」と省略したり、「天恩」を「鴻慈」などと表現する例はあっても、この文時のような例は見出せない。しかも、事書の表現が省略されるので、本文の文章は短くなる場合がほとんどなのに対して、こちらは本文の方が長い。これと近い例として、先に挙げた賀茂保憲の申文がある。事書と本文を対照させよう。

請殊蒙天恩

以所帯榮爵

讓親父正六位上忠行状

望請、天慈曲降哀矜、以此朝請之名、令讓暮年之父。

これは実際には大江朝綱の執筆に拠る。実は文時にはもう一例ある。

従四位下行木工頭小野朝臣道風誠惶誠恐謹言（菅三品作）

請殊蒙天恩被遷山城守兼任近江権守状

伏乞、乾臨殊降雨露、非典山城分憂之秩、將浴江府兼任之恩。道風誠惶誠恐謹言。

天徳二年正月十一日 從四位下行木工頭小野朝臣道風〈作者菅三品〉

殊に天恩を蒙りて山城守に遷り近江権守を兼任せられむことを請ふ状

伏して乞ふ、乾臨殊に雨露を降し、山城分憂の秩を典するに非ずは、將に江府兼任の恩に浴せむことを。道風誠

惶誠恐謹言。

天徳二年正月十一日 從四位下行木工頭小野朝臣道風〈作者菅三品〉

(卷六・151)

これも対照させよう。

請殊蒙天恩

被遷山城守

兼任近江権守状

伏乞、乾臨殊降雨露、非典山城分憂之秩、將浴江府兼任之恩

先の例と同じく、特に「天恩」を「雨露」などに喩えていい換えている。こうした表現が文時に見られるというところから、文時が考案したと思われる句題詩の詠法が想起される。⁽¹⁾ 但し、申文でこのように表現する例はほとんど見えず、文時も他には使っていない。また、文時ほどではないにしろ、先の朝綱の表現もこれに近く、この辺りは、さらなる検証が必要であろう。⁽⁸⁾

以上、『本朝文粹』の申文を例にとり、末尾の文体を検討してきた。すべて同じ文脈で記されていることが明らかになつたであろう。

申文の文体ひとつ

二、本朝文粹以前

前節に確認した、「望請」＋事書で述べられた内容＋（然則）＋望み叶った場合の心情＋（申文を提出した心情）＋「誠惶誠恐謹言」という文脈で構成される文体は、時代を遡っても確認できる。

菅原道真「重請_レ解_三藏人頭_一状」（菅家文章卷九）に次のように見える。

望請、特被殊優、將解件職。然則寵光之中、暫全傷翅、恩沢之下、久養枯鱗。不堪至誠。重請_レ処分。謹言。

望み請ふ、特に殊優を被りて、將に件の職を解かむことを。然らば則ち寵光の中、暫く傷翅を全うし、恩沢の下、久しく枯鱗を養はむ。至誠に堪へず。重ねて処分を請ふ。謹言。

「重請解藏人頭」という願いと対応するのが、「將解件職」であり、その後「然則」が続き、藏人頭を解かれた場合の道真の心情が述べられている。それに続く「不堪至誠」も、先に見た保憲の「不勝思親之志」、匡衡の「不堪懇歎之至」と同じ機能を持っている。既に道真の頃には、こうした文体が存していたのである。

さらには「蒙」の省略に類する例も、沙門三修の牒（日本三代実録・元慶二年（八七八）二月十三日条）に「詔以近江国坂田郡伊吹山護国寺、列於定額。沙門三修申牒_レ、……望請、天慈賜預定額。從其所請（詔して近江国坂田郡伊吹山護国寺を以て、定額に列す。沙門三修申牒して俛_レはく、……望み請ふ、天慈定額に預るを賜はらむことを、と。故に其の請ふ所に從ふ）」とある。

つまり、『本朝文粹』に見られるような、一定の文脈を持つ文体は、かなり早い段階で成立していたと考えられよう。以上、申文の文体を分析してきた。「望請、天恩」という本文については、事書にある（殊）蒙の省略であると判断される。但し、この本文に疑問を持った先行研究がある。柿村重松『本朝文粹註釋 上下』（富山房・一九六八年、

一九二二年初版）である。実例としてあげた大江朝綱（本朝文粹卷六・149）の該当部分について、柿村註は、「望請殊蒙（諸本無「殊蒙」二字、今補之）鴻慈將任温職」と、「殊蒙」の二字を補っている。同様の例は他にも見える。作者と新大系の作品番号を示しつつ本文を示せば、以下の通りである。

源順申文「望請殊蒙（諸本無「殊蒙」二字、今補之）天恩」（159）

大江匡衡申文「望請殊蒙（流布本無「殊蒙」二字、今拠「応仁本」補之）天恩」（162）

大江以言申文「望請殊蒙（諸本無「殊蒙」二字、今補之）天恩」（165）

源為憲申文「望請殊蒙（諸本無「殊蒙」二字、今補之）天恩」（168）

柿村註はこれらに「殊蒙」を挿入しているのである。恐らくは、先述したような事書との関連性を考慮しての校訂であったのだろうが、しかし、先の三修の牒、それに『本朝文粹』自身に収められる申文の文体を踏まえれば、このような校訂は不必要であろう。

三、再び朝野群載

冒頭に引用した『朝野群載』の申文に戻ろう。事書の部分もあげる。

①清原定康受領吏申文

従四位下行助教清原真人定康誠惶誠恐謹言

請特蒙 天恩、因准先例、依当職勞并上総国公文五代勘済功、兼任大蔵大輔河内守等闕状

望請、天恩因准先例、依件等勞、兼任彼官。且仰憐老之仁、且誇奉公之節。定康誠惶誠恐謹言。

特に 天恩を蒙りて、先例に因准し、当職の勞並びに上総国の公文五代勘済せし功に依りて、大蔵大輔・河内

申文の文体ひとつ

守等の闕に兼任せむことを請ふ状

望み請ふ、天恩先例に因准して、件等の勞に依りて、彼の官に兼任せむことを。且つ老を憐れむ仁を仰ぎ、且つ公に奉ずる節を誇らむ。定康誠惶誠恐謹言。

これまで検討した申文と同じ文脈であることが確認できよう。「望み請ふ」のは、「天恩」ではなく、「天恩」によって「先例に因准して、件等の勞に依りて、彼の官に兼任せむこと」である。そして望み通りに兼任することができれば、天皇が私の老を憐れんで下さる仁を仰ぎ、天皇に仕える節義を誇ろうというのである。

②藤原俊信受領吏申文

右少弁正五位下兼行右衛門権佐文章博士東宮学士周防介藤原朝臣俊信誠惶誠恐謹言

請殊蒙 天恩、因准先例、被兼任摂津淡路等国守闕状

望請、天恩因准先例、罷右衛門権佐職、被兼任件等国守闕。然則不懈夙夜於鸞台之風、偏致拝觀於龍樓之日。俊信誠惶誠恐謹言。

殊に 天恩を蒙りて、先例に因准し、摂津・淡路等の国守の闕に兼任せられむことを請ふ状

望み請ふ、天恩先例に因准し、右衛門権佐の職を罷め、件等の国守の国に兼任せられむことを。然らば則ち夙夜を鸞台の風に懈らず、偏へに拝觀を龍樓の日に致さむ。俊信誠惶誠恐謹言。

これには「然則」もあり、文脈が明らかである。天恩によって右衛門権佐の職を辞め、摂津・淡路国の欠員を兼任することを「望み請ふ」のである。そうなれば（「然則」）、「鸞台」（太政官の唐名）で昼夜の務めを怠らず、ひたすら「龍樓」（東宮の唐名）に謁見しようという。

このように、これらの文章も、申文の文体を踏まえて記されているのである。

以上、申文の文体について検討を行った。わずかな部分ではあったが、文体を分析し、文章の文脈を検証して、それを応用することで、正確な読解に至ることを述べてきた。

「望み請ふらくは、天恩を」という訓読では、申文は天恩を請う文章となるが、申文で「望請」されるのは、「天恩」ではない。申文は、これまで考えられていた通り、「申官爵」の申文でいえば、官職や位階を望む文章なのである。その意味で、「望請」以下の句読をどのように切るかは重要である。

例えば、先に引いた小野道風申文（巻六・151）の「伏乞、乾臨殊降雨露、非典山城分憂之秩、将浴江府兼任之恩」を、小島憲之は、⁽¹⁰⁾「伏して乞ふ、乾臨殊に雨露を降さむことを。山城分憂の秩を典つかさどるに非ずは、将に江府兼任の恩に浴せむとす」と訓読する。「望請」（伏乞）の内容を「乾臨殊降雨露」と解している。すなわち、『校訂と註釈』と同様、「天恩」を「望請」と解しているのである。また、これも前掲、平兼盛等申文（巻六・155）について、新大系は⁽¹¹⁾「望請、特蒙天恩、以有劳恪勤諸司、被遷任件国闕、彌励勤王之節矣」と句読を切る。「望請」の内容を「彌励勤王之節矣」までだと把握しているのである。つまり、「いよいよ勤王の節義を励まそう」ということも「望請」しているのだという理解である。果たして申文はこのようなことを請う文章なのであろうか。これまで論じたように、今回取り上げた多くについては、事書に記される「官爵」を請う文章である。請うのは「官爵」であろう。句読を切ることは、文章の性格にも関わって来るのである。

本稿の目的は以上で果たせたと思うが、「望請」がどこまで掛かるのかという問題について、興味深い事例が『朝野群載』に見出せる。二例をあげる（一部句読点を省略する）。

① 大江通貞申文

散位従五位下大江朝臣通貞誠惶誠恐謹言

請被殊蒙 天恩、因准先例、依官史巡第一、拝任隱岐守状

望請 天恩因准先例、依官史巡第一、被拝任隱岐国守者 一知前蹤之不墜、一励後昆之有勤。〈某〉誠惶誠恐謹言。

② 菅野元誠申文

散位従五位下菅野朝臣則元誠惶誠恐謹言

請殊蒙 天恩、因准先例、依官史旁、拝任下野等国守状

望請 天恩因准先例、拝任件等国者 将知奉公之不空矣。則元誠惶誠恐謹言。

私が注目するのは、傍線を引いた「者」字である。これらを『校訂と註釈』はどのように訓読しているか。

① 大江通貞申文

望み請ふらくは 天恩を。先例に因准し、官史の巡第一たるに依り、隱岐国守に拝任せらるれば、一に前蹤の墜

ちざるを知り、後昆の勤有るを励まさむ。〈某〉誠惶誠恐謹言。⁽¹²⁾

② 菅野元誠申文

望み請ふらくは 天恩を。先例に因准し、件等の国を拝任せば、将に奉公の空しからざるを知らむとす。則元誠

惶誠恐謹言。

いずれも「者」を「ば」と訓読し、条件節を示す助辞と解釈しているようである（前者が確定条件、後者が仮定条件と異なっているが）。しかし、この「者」は条件節を示すのであろうか。

この二例以外にも、『朝野群載』や『本朝統文粹』また、『兵範記』紙背文書の官職申文⁽¹³⁾にも同様の位置に「者」字

が見える。

この「者」字はこれまで確認してきた申文を想起すれば、「望請」の範囲を示していると考えられる。①の例は、事書に「殊蒙 天恩、因准先例、依官吏巡第一、拜任隠岐守」とあるが、本文では「天恩因准先例、依官吏巡第一、被拜任隠岐国守者」とあり、②の例も、事書「殊蒙 天恩、因准先例、依官吏労、拜任下野等国守」に対して、本文の「天恩因准先例、拜任件等国者」が対応する。「者」はこの申文で願う内容―事書で記された内容の範囲を示す位置にあることが確認できよう。

このような「者」字の用法は、引用の「者」として、古文書、古記録によく見られるものと近似している。但し、引用の「者」は、基本的に「僞（曰、云、……）〱者」の形で、「僞はく」などの語が上にあることが原則である⁽¹⁴⁾。それとは異なった用法であるが、この点はさらなる検討の必要がある。前述したように、ここは、自分の願いが叶えられれば……という文脈なので、結果的に②の『校訂と註釈』の理解は誤っていないことになる。私に訓読すれば、以下の通りである。

① 大江通貞申文

殊に 天恩を蒙りて、先例に因准し、官吏の巡第一たるに依り、隠岐守に拜任せられむことを請ふ状

望み請ふ、天恩先例に因准し、官吏の巡第一たるに依り、隠岐国守に拜任せられむことをてへり。一に前蹤の墜ちざるを知り、一に後昆の勤有るを励まさむ。〈某〉 誠惶誠恐謹言。

② 菅野元誠申文

殊に 天恩を蒙りて、先例に因准し、官吏の労に依りて、下野等国守に拜任せむことを請ふ状

望み請ふ、天恩先例に因准し、件等の国を拜任せむことをてへり。將に奉公の空しからざるを知らむとす。則

申文の文体ひとつ

元誠惶誠恐謹言。

本稿では申文の中でも「申官爵」「申讓爵」の事例を検討して末尾の文体を明らかにし、その文脈を踏まえて解釈すべき必要性を述べた。「申官爵」「申讓爵」以外の申文についても本稿の結論を踏まえて考えたい。また、「者」字の問題も含め『本朝文粹』以後の申文についても検討する必要がある。

注

- (1) なお、滝川「菅原道真と遣唐使(一)——「請令諸公卿議定遣唐使進止状」「奉勅為太政官報在唐僧中權牒」の再検討——(詞林65・二〇一九年)、同「渡唐の心情は詠まれたのか——寛平の遣唐使と漢詩文——(語文115・二〇二〇年)も同様の問題意識を持って執筆したものである。参照されたい。
- (2) 後藤昭雄「文体解説」『本朝文粹』新日本古典文学大系・岩波書店・一九九二年。
- (3) 通常、「事」で終わる場合を事書というが、「状」で終わる申文についても事書と称しておく。
- (4) 『後漢書』卷三十九・劉趙淳于江劉周趙列伝に「賢者固不可測。往日之喜、乃為親屈也。斯蓋所謂家貧親老、不挾官而仕者也」とある。その李賢注に「韓詩外伝、曾子曰、任重道遠、不挾地而息。家貧親老、不挾官而仕」とある。
- (5) 長となるも、母の死のため赴かず、のち党錮事件に遇い貧に過ごした、范冉(范萊蕪)の故事(後漢書卷八十一・独行列伝・范冉、藝文類聚卷三十五・貧)。
- (6) 『韓詩外伝』卷九に「孔子行、聞哭声甚悲。……則皋魚也。……皋魚曰、……少而学、游諸侯、以後吾親。……、樹欲静而風不止、子欲養而親不待也」とある。
- (7) 句題詩については、佐藤道生「句題詩概説」(『句題詩論考 王朝漢詩とは何ぞや』勉誠出版・二〇一六年、二〇〇七年初出)

などを参照。

(8) 但し、「申官爵」「申讓爵」以外の申文では間々見られる。申文の文体といっても、「申官爵」「申讓爵」とそれ以外では相違があるということであろう。

(9) 『校訂と註釈』は「罷」を「罷り」と読んでいる。ルビがないのでどう読んだか分かりにくいだが、恐らくは「まかり」と訓読したのである。しかし、ここは右衛門権佐を辞めることを意味するので、「まかる」と訓読するのは意味をなさないのでないか。

(10) 小島憲之校注『懷風藻 文華秀麗集 本朝文粹』（日本古典文学大系・岩波書店・一九六四年）。

(11) 大曾根章介・金原理・後藤昭雄校注『本朝文粹』（新日本古典文学大系・岩波書店・一九九二年）。

(12) 『校訂と註釈』は底本として、国文学研究資料館所蔵三条西家旧蔵本を用いており、掲出の本文（新訂増補国史大系本）とは相違がある。「一勅後昆之有勤」の「一」が三条西家旧蔵本では落ちていたようである。しかし、ここは明らかに「一知前蹤之不墜、一勅後昆之有勤」が対句となっており、三条西家旧蔵本を用いるとしても、「一」を補った方がよいと考える。なお、『校訂と註釈』には「校訂註」として本文異同が上げられるが、ここに注記はない。

(13) 吉田早苗「兵範記」紙背文書にみえる官職申文（上）（中）（下）（東京大学史料編纂所報23、24、28・一九八八年、八九年、九〇年）。

(14) 「者」字については、瀬間正之「上代に於ける「者」字の用法―助辞用法から助詞表記へ―」（『記紀の文字表現と漢訳仏典』おふう・一九九四年）、中川ゆかり「神や人の声を残す―「者」で括る引用から見た、話言葉記録の工夫―」（『正倉院文書からたどる言葉の世界』塙書房・二〇二二年、二〇二二年初出）参照。

〔引用本文〕

朝野群載、三代実録―新訂増補国史大系、本朝文粹―新日本古典文学大系、菅家文章―元禄十三年刊本

漢字は原則として通行の字体を用いた。引用文中、……は省略したところ、◇内は小字注を示す。なお、句読点は必ずしも底本に従っていない

〔付記〕

1. 本稿は、京都女子大学国文学科公開講座（二〇二一年一〇月二十九日）で講演した内容に基づく。なお、同日の題目は「漢文を読むということ―申文の文体を中心に―」であったが、論文化するに際して改題した。
2. 本稿は、日本学術振興会科学研究費助成事業基盤研究（C）「日本古代の大学の学問に関する基礎的研究―9、10世紀の大学寮紀伝道を中心に―」（課題番号 21K00305）の成果の一部である。

（大阪大学文学研究科教授）